



金 沢 市 公 報

第 3 0 4 6 号

令和3年(2021年)7月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| | | | |
|------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| ◎ 目 次 | ページ | ● 監査公表 | |
| ● 公 告 | | ○ 監査公表 (第12号) | (監査事務局) 2 |
| ○ 金沢農業振興地域整備計画の変更について | | ● 公営企業告示 | |
| (農業水産振興課) | 1 | ○ 金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 | |
| ● 監査委員告示 | | 料金の算定について | (経営企画課) 3 |
| ○ 包括外部監査人の監査の事務を補助する者に | | ○ 金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく | |
| ついて | (監査事務局) 2 | 調整単位料金の算定について | (") 3 |

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

令和3年7月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和3年7月12日から同年8月10日まで

(2) 場所

金沢市柿木島1番1号 金沢市農林水産局農業水産振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

令和3年8月11日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市農林水産局農業水産振興課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

令和3年7月12日から同年8月10日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

監 査 委 員 告 示

●金沢市監査委員告示第2号

包括外部監査人山田文禎の監査の事務を補助する者についての協議が調ったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、その氏名等を次のとおり告示します。

令和3年7月12日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 金沢市監査委員 | 西 | 尾 | 昭 | 浩 |
| 金沢市監査委員 | 中 | 村 | 哲 | 郎 |
| 金沢市監査委員 | 野 | 本 | 正 | 人 |
| 金沢市監査委員 | 下 | 沢 | 広 | 伸 |

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|-------------------|
| 大屋 貴裕 | 石川県金沢市緑が丘15番1号 |
| 深澤 智士 | 石川県金沢市彦三町2丁目5番35号 |
| 浅井 真喜 | 石川県金沢市寺町4丁目17番1号 |

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和3年7月12日から令和4年3月31日まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年7月12日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 金沢市監査委員 | 西 | 尾 | 昭 | 浩 |
| 金沢市監査委員 | 中 | 村 | 哲 | 郎 |
| 金沢市監査委員 | 野 | 本 | 正 | 人 |
| 金沢市監査委員 | 下 | 沢 | 広 | 伸 |

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年6月8日
- (2) 措置を講じた局等 市民局市民協働推進課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年4月11日(平成28年監査公表第12号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

| 監査の結果(指摘事項等) | 措置の内容(改善等内容) |
|--|--|
| <p>・使用料について 意見(18ページ)</p> <p>近江町交流プラザにあっては、インターネットを活用した利用申込みを導入するなど、市民の利便性の向上と、利用しやすい環境づくりについて検討する必要がある。</p> | <p>令和3年5月から、インターネットでの申請及びクレジットカードによる使用料の支払ができる金沢市電子申請サービスに、近江町交流プラザの利用申込みを追加した。</p> <p>このことにより、前日までの窓口での申請書の提出が不要となり、キャッシュレス決済に対応したため、市民の利便性が向上し、利用しやすい環境となった。</p> |

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第20号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年7月12日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和3年3月1日から同年5月31日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 43,960円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 64,760円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 45,780円
- 2 原料価格変動額 43,700円
算式 $89,530円（1トン当たり基準平均原料価格） - 45,780円（1トン当たり平均原料価格） = 43,700円（100円未満切捨て）$
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 43,700円（原料価格変動額） / 100円 \times 0.082円$
この結果、令和3年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から35.84円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

●金沢市公営企業告示第21号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年7月12日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和3年3月1日から同年5月31日までの平均原料価格
1トン当たり 64,760円
- 2 原料価格変動額 21,500円
算式 $86,340円（1トン当たり基準平均原料価格） - 64,760円（1トン当たり平均原料価格） = 21,500円（100円未満切捨て）$
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 21,500円（原料価格変動額） / 100円 \times 0.204円$
この結果、令和3年8月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から43.86円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

令和3年(2021年)7月12日 印刷
令和3年(2021年)7月12日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄